

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和31年群馬県条例第41号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年群馬県条例第8号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年群馬県条例第62号）（以下「職員給与条例等」という。）の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 根拠法規

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項第1号及び第2号

(3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）（休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。）で令和5年4月1日に在職するもの

(4) 調査時期

令和5年4月1日現在

(5) 調査事項

① 令和5年4月1日に在籍する者

ア 職員の経歴等に関する事項

(ア) 職名又は階級名 (イ) 性別 (ウ) 年齢 (エ) 学歴 (オ) 経験年数

イ 諸手当等に関する事項

(ア) 給料月額 (イ) 給料の調整額 (ウ) 教職調整額 (エ) 地域手当 (オ) 扶養手当

(カ) 管理職手当 (キ) 初任給調整手当 (ク) 住居手当 (ケ) 通勤手当

(コ) 単身赴任手当 (サ) 特殊勤務手当

(シ) 特地勤務（へき地）手当（準ずる手当を含む。） (ス) 農林漁業普及指導手当

(セ) 義務教育等教員特別手当 (ソ) 定時制通信教育手当 (タ) 産業教育手当

ウ その他

(ア) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法

(オ) 単身赴任手当の受給者

② 令和5年4月1日に在籍する暫定再任用職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	地域手当	扶養手当	その他手当	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県職員	11,391	42.0	19.9	346,829	9,392	10,228	13,440	379,889	△ 1,020
市町村立学校職員	8,466	42.7	20.2	366,373	9,477	7,187	16,477	399,514	49
合計	19,857	42.3	20.1	355,162	9,428	8,931	14,734	388,255	△ 588
うち一般行政職員	4,656	43.2	21.2	334,903	9,193	8,619	15,555	368,270	△ 2,032

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局（労働委員会事務局を含む。）、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員（技能労務職員は除く。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
- 2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
- 3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）をいう。
- 4 年齢は、令和5年4月1日現在における満年齢による（次表において同じ。）。
- 5 経験年数は、令和5年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による（次表において同じ。）。
- 6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
- 7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特勤勤務手当等である（次表において同じ。）。
- 8 暫定再任用職員は含まれていない（第9表までにおいて同じ。）。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

給料表	区分	職員数			平均年齢	平均経年数	給料			地域手当	扶養手当	その他手当	計	平均扶養親族数
		男	女	計			給料月額	給料の調整額	教職調整額					
県	行政職給料表	3,004	1,157	4,161	42.5	20.4	330,661	631	—	9,173	8,887	16,197	365,549	0.9
	公安職給料表	2,986	305	3,291	38.4	17.2	328,148	30	—	8,716	13,066	6,406	356,366	1.3
	研究職給料表	207	66	273	42.9	19.9	343,250	2,469	—	9,071	8,767	16,087	379,644	0.9
	医療職給料表(一)	17	4	21	44.6	20.8	444,090	13,043	—	81,028	4,333	283,668	826,162	0.6
	医療職給料表(二)	70	71	141	41.8	18.2	325,887	8,961	—	8,776	7,830	21,025	372,479	0.7
	医療職給料表(三)	10	56	66	36.9	13.7	298,036	726	—	7,702	1,970	15,177	323,611	0.1
	福祉職給料表	26	23	49	39.0	16.5	305,924	34,871	—	8,803	10,286	6,568	366,452	0.9
	高等学校等教育職給料表	1,908	1,199	3,107	45.0	22.4	373,492	3,319	13,815	10,115	9,963	15,001	425,705	1.0
	栄養職給料表	1	3	4	50.2	28.2	370,550	0	—	9,304	1,625	383	381,862	0.3
	事務職給料表	147	131	278	41.9	20.8	321,639	0	—	8,292	4,824	12,090	346,845	0.5
市町村立学校職員	高等学校等教育職給料表	42	49	91	43.4	20.8	378,815	8,478	13,724	10,393	10,302	14,121	435,833	1.0
	小学校中学校教育職給料表	3,696	4,282	7,978	42.7	20.1	354,693	982	12,190	9,523	7,262	17,056	401,706	0.7
	栄養職給料表	1	29	30	47.5	25.1	364,573	0	—	9,249	5,383	2,736	381,941	0.5
	事務職給料表	163	204	367	42.3	21.7	325,520	0	—	8,261	4,935	5,596	344,312	0.5
全給料表	12,278	7,579	19,857	42.3	20.1	346,750	1,290	7,122	9,428	8,931	14,734	388,255	0.9	

(注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない(以下同じ。)

2 「—」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

区分 給料表	計		最終学歴別人員及び構成比								性別人員及び構成比				
			大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		男		女		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
県 職	行政職給料表	4,161	100.0	3,252	78.2	399	9.6	509	12.2	1	0.0	3,004	72.2	1,157	27.8
	公安職給料表	3,291	100.0	2,008	61.0	63	1.9	1,217	37.0	3	0.1	2,986	90.7	305	9.3
	研究職給料表	273	100.0	243	89.0	24	8.8	6	2.2	0	0.0	207	75.8	66	24.2
	医療職給料表(一)	21	100.0	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	81.0	4	19.0
	医療職給料表(二)	141	100.0	129	91.5	12	8.5	0	0.0	0	0.0	70	49.6	71	50.4
	医療職給料表(三)	66	100.0	64	97.0	2	3.0	0	0.0	0	0.0	10	15.2	56	84.8
	福祉職給料表	49	100.0	41	83.7	6	12.2	2	4.1	0	0.0	26	53.1	23	46.9
	高等学校等 教育職給料表	3,107	100.0	3,008	96.8	65	2.1	34	1.1	0	0.0	1,908	61.4	1,199	38.6
	栄養職給料表	4	100.0	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
	事務職給料表	278	100.0	121	43.5	73	26.3	84	30.2	0	0.0	147	52.9	131	47.1
市町村立 学校職員	高等学校等 教育職給料表	91	100.0	90	98.9	1	1.1	0	0.0	0	0.0	42	46.2	49	53.8
	小学校中学校 教育職給料表	7,978	100.0	7,821	98.0	157	2.0	0	0.0	0	0.0	3,696	46.3	4,282	53.7
	栄養職給料表	30	100.0	19	63.3	11	36.7	0	0.0	0	0.0	1	3.3	29	96.7
	事務職給料表	367	100.0	127	34.6	116	31.6	124	33.8	0	0.0	163	44.4	204	55.6
合計	19,857	100.0	16,946	85.3	931	4.7	1,976	10.0	4	0.0	12,278	61.8	7,579	38.2	

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

区分		職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者			人 8,402	人 2,180	人 1,946	人 4,276
扶養親族数	配 偶 者		3,595	932	1,125	1,538
	子		13,157	3,202	3,234	6,721
	うち特定期間にある者		3,928	1,112	632	2,184
	父 母 等		447	150	35	262
	計		17,199	4,284	4,394	8,521
手当受給者1人当たり 平均扶養親族数			2.0	2.0	2.3	2.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 21,108	円 20,423	円 22,097	円 21,008

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう（第7表及び第8表において同じ。）。
- 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（1）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（2）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
- 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区分		職 種	計	一般職員	警察職員
受 給 者			人 814	人 743	人 71
	1種		14	14	0
	2種		33	22	11
	3種		0	0	0
	4種		33	22	11
	5種		154	105	49
	6種		221	221	0
	7種		110	110	0
	8種		249	249	0
	9種		0	0	0
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 68,219	円 66,246	円 88,866

- (注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区分		職 種	計	一般職員	教育職員
受 給 者			人 1,188	人 32	人 1,156
	特種		4	0	4
	1種		53	0	53
	2種		157	0	157
	3種		533	12	521
	4種		394	20	374
	5種		47	0	47
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 51,246	円 45,388	円 51,408

- (注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離		受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満		
受給者	人 66	人 14	人 80	円 31,400

(注) 300km以上の区分については、受給者が0人である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受給者		人 3,797	人 1,146	人 474	人 2,177
手当月額11,000円以下の受給者		14	1	0	13
手当月額11,100円以上 27,000円未満の受給者		1,541	465	229	847
手当月額27,000円の受給者		2,242	680	245	1,317
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 25,258	円 25,273	円 24,970	円 25,313
配偶者の居住する借家・借間	受給者		手当受給者1人当たり 平均手当月額		
		人 1	円 20,500		

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受給者		人 18,522	人 4,979	人 2,826	人 10,717
交通機関等のみを使用する者		439	398	17	24
交通用具のみを使用する者		17,734	4,393	2,743	10,598
交通機関等と交通用具を併用する者		349	188	66	95
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 8,925	円 10,421	円 9,644	円 8,040

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(1) 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない職員に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										1
7								1		1
8		8								1
9										
10										2
11										2
12		7	75							3
13		1								3
14			6							3
15		3	1							1
16		16	56							1
17			3							
18		4	7							2
19		1	2	1						
20		16	56	2						1
21			3	1					4	
22		3	16	43					1	
23		3	5	5					1	
24		18	1	14					1	
25			2	11					2	
26		7	76	4					1	
27			8	3					4	
28		121	4	64					3	
29		3	4	8					2	
30		7	71	24					2	
31		2	6	7				5	1	
32		96	10	63				33	2	
33			4	12				21		
34		8	3	19				12		
35		2	1	7				12		
36		96	2	66				10		
37		1		9				9		
38		13	4	17				8		
39		2		7				6		
40		14	1	52				8		
41		3	1	7				2		
42		8	2	18				1		
43			1	5				2		
44		2	2	55				5		
45			2	12				1		
46		4	3	22			1	1		
47				6				6		
48		4	2	12				1		
49			2	4				2		
50				12	5		2			
51			1	7	11		1	3		
52		1	1	43	8		3	1		
53		1	2	11	8		24	2		
54			1	10	13		30			
55				4	13		31	1		
56			4	45	18		27			
57			2	8	11		29	1		
58		2	3	13	24		17			
59			1	7	23	10	17			
60		1		33	22	17	23			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61	1	1	11	15	15	25			
62	2		14	22	17	26			
63	2		12	21	21	15			
64		2	14	16	20	30			
65			7	26	19	24			
66	2		14	25	12	14			
67		1	8	13	23	18			
68		3	11	10	27	35			
69			1	4	24	23			
70		1	5	8	27	17			
71	1		4	7	33	16			
72			6	12	35	33			
73			1	6	34	12			
74		1	3	2	24	13			
75			2	3	39	16			
76			13	3	41	11			
77			1	4	33	4			
78		2	2	1	17	10			
79			4	2	27	8			
80	1	1	2	5	22	1			
81			3	1	23	8			
82			3	2	18	3			
83		2	2		39	8			
84		1	2	1	33	1			
85			5	1	38	5			
86			4		17				
87		1	1	1	29				
88			1	1	32				
89		1	4	2	27				
90				2	18				
91			1	1	24				
92			7	1	17				
93			5	16	169				
94			5						
95			2						
96			1						
97			1						
98			2						
99			4						
100			1						
101			1						
102			5						
103			3						
104			2						
105			2						
106			4						
107		1	4						
108			1						
109			1						
110			2						
111			2						
112			2						
113			16						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	487	476	1,007	390	1,021	581	154	24	21
								合計	4,161

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした（第9表の各表において同じ。）。

(2) 公安職給料表
(警察官に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8	24								
9									
10									
11	5								
12	21								
13									
14	12								
15	6								
16	29								
17	3								
18	6								
19	11								
20	21								
21	1								
22	11								
23	8								
24	48								
25	2								
26	17	1							
27	6	4							
28	52	41		1					
29	4	5							
30	15	13							1
31	14	11							3
32	59	46							3
33	4	1		1					5
34	13	15							1
35	3	6	1						
36	9	32	7	1					3
37	4	4	1						
38	5	22	9						2
39	3	11	3						1
40	6	38	3						
41	1	4	11						
42	1	23	8	2					1
43	3	8	9	2					1
44	5	41	12	2				2	
45	2	5	4	2				1	1
46	1	15	10	3	1				
47		6	7	1				1	
48		19	13	2	9			3	
49		8	12	5	7			2	
50		11	19	1	10			3	
51	1	3	22	2	4				
52		15	22	2	8		1	3	
53		7	20	3	9				
54		5	30	1	20		3	2	
55		6	23	4	8			2	
56		17	20	4	11	7	4	4	
57		7	26	4	13	5	2	1	
58		16	23	4	24	3	5	1	
59		3	22	8	9		1	1	
60		1	14	9	18	7	2	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61			27	20	13	1	2	11	
62		1	24	23	14	3	6		
63			30	18	12	2	3		
64			19	18	9	1	4		
65			23	19	10	6	1		
66			21	21	17	6	2		
67			21	28	10	2	1		
68			21	23	19	4	2		
69		2	11	23	7	3	1		
70			24	13	15	11			
71		1	17	22	11	4			
72			22	21	12	6	1		
73			21	14	18	6			
74		1	16	23	18	3	1		
75			18	15	8	5			
76			18	21	9	3	1		
77			14	13	6	2			
78			18	19	15	2	1		
79			12	8	6	4			
80			19	13	7	1			
81			21	5	6	3			
82			26	11	8	3			
83			6	9	6	2			
84			1	7	14	2			
85			4	6	6	3			
86			7	7	13				
87			3	3	6	5			
88			4	11	11	2			
89				4	9	1			
90			3	8	6				
91			3	2	6	2			
92				3	4	2			
93			3		3	15			
94			2	7	7				
95			3	3	8				
96				3	6				
97				3	115				
98				1					
99			1	5					
100			1	3					
101			4	3					
102				3					
103			1	3					
104			1	2					
105			2	3					
106				2					
107			1	3					
108				4					
109			1	3					
110			1	3					
111				5					
112			1	3					
113				2					
114			1	5					
115				1					
116			1	2					
117				3					
118									
119			1	1					
120			1	1					
121				4					
122			1	4					
123				2					
124				2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
125				38						
126			1							
127										
128					1					
129										
130					1					
131					1					
132					1					
133										
134					1					
135										
136					1					
137										
138					1					
139										
140					1					
141			13							
142										
143										
144										
145		2								
計	436	477	874	642	621	137	44	38	22	
								合計	3,291	

(3) 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		1			
5					
6					
7					
8		2			
9					
10					
11					
12	1	3			
13					
14		2			
15					
16	3	1			
17	1				
18					
19	1				
20	2	3			
21					
22	1	1			
23					
24	2	7			
25					
26		1			2
27					2
28	1	2			
29					2
30		1			1
31					
32	1				
33					
34	2	4			
35					
36					
37		2			
38		2			
39			1		
40			2		
41		2	2		
42		1	3		
43			3		
44			1		
45			1		
46		6	2		
47		1		2	
48		5		3	
49				2	
50				1	
51		1		2	
52		6		1	
53					
54				2	
55		3	1	2	
56		2	2	3	
57			1	1	
58		1			
59		1	1		
60		3	6	2	

号給 \ 級	1	2	3	4	5
61		1	2		
62		2	2	4	
63				3	
64		5	1	2	
65			2	1	
66		1	1	1	
67				1	
68		5		1	
69		1	2	3	
70		1	4		
71		3	3		
72		5	1		
73		1	3		
74		2	3		
75		1	4		
76		2	2		
77			1		
78		1			
79		1	5		
80		4			
81			1		
82		1	2		
83			1		
84			1		
85					
86			1		
87			6		
88		2	3		
89			25		
90		1			
91		1			
92		1			
93					
94		1			
95					
96		3			
97					
98					
99		1			
100					
101					
102					
103					
104		1			
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	15	112	102	37	7
				合計	273

(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一)

(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	2			
9				
10				
11				
12	4			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29		1		
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41		1		
42				
43				
44				
45			1	
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55		1		
56				
57				
58				
59			1	
60				

級 号給	1	2	3	4
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80			2	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87			1	
88				
89			5	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	4	10	1
			合計	21

(イ) 医療職給料表 (二)

(保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		4						
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16		3						
17								
18		1						
19								
20								
21								
22								
23								
24		2						
25								
26		1						
27		1						1
28		3						
29		1						
30			2					
31			1					
32		8						
33		1						
34			1					
35		1	1					
36		1	2					
37								
38		4						
39								
40			2					
41		2						
42		5						
43		1						
44			1					
45								
46			2		1			
47								
48			4					
49			2					
50								
51								
52			1	1	2		3	
53							2	
54					3			
55			1					
56			5		1			
57			1	1				
58							2	
59					1		3	
60					1		1	

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61					1			
62							2	
63								
64			1				2	
65						1	4	
66						2	1	
67				1		1		
68								
69					1	1		
70						1		
71					1		2	
72							1	
73						1	1	
74								
75						1		
76								
77			1	1				
78						1		
79						1		
80								
81			1					
82								
83						1		
84						1		
85								
86							2	
87							3	
88								
89							5	
90								
91							1	
92							1	
93							8	
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	39	29	4	12	32	24	1
							合計	141

(ウ) 医療職給料表 (三)

(保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		2						
13								
14								
15								
16		11						
17								
18								
19								
20		1						
21								
22		1						
23								
24								
25								
26								
27								
28		6						
29			1					
30			1					
31								
32		4						
33								
34		1	2					
35								
36		1	1					
37								
38		1						
39								
40								
41								
42		1	2					
43			1					
44								
45								
46		2						
47							5	
48				1				
49		1						
50			1				1	
51								
52								
53								
54		1						
55								
56								
57								
58								
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61			1					
62								
63								
64								
65					1			
66								
67								
68								
69						1		
70			1					
71								
72								
73								
74								
75								
76							1	
77							1	
78								
79							3	
80							1	
81								
82								
83								
84							1	
85			1					
86								
87								
88							1	
89							1	
90							1	
91							1	
92								
93							1	
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

級 号	1	2	3	4	5	特5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計	0	33	12	1	1	13	6	0
							合計	66

(5) 福祉職給料表

(児童福祉施設等に勤務し、入所者等の指導、保育等に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12			1				
13							
14							
15			1				
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22			2				
23		1					
24		1					
25							
26							
27							
28		2					
29							
30							
31							
32		2					
33							
34							
35		1					
36							
37							
38							
39							
40		1					
41							
42		1					
43							
44							
45							
46							
47							
48			3				
49							
50					1		
51						1	
52			2				
53			1		1		
54					1		
55					1		
56							
57							
58							
59					1		
60			1	1		1	
61					1		
62							
63			1				
64				1			
65				1			
66							
67							
68							
69							
70							
71				1			
72			1				
73			1		1		
74							
75							
76			2				
77							
78				1			
79					1		
80			1	2			

号給	級	1	2	3	4	5	6
81							
82						1	
83			1			1	
84							
85							
86							
87			1				
88							
89							
90						1	
91							
92			1				
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		9	20	7	11	2	0
						合計	49

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4			26		
5					
6			2		
7					
8			23		
9					
10			5		
11			1		
12			19		
13					
14			8		
15					
16			22		
17			1		
18			5		
19			3		
20			26		
21			2		
22			9		
23			17		
24			22		
25			3		
26			3		1
27			22		
28			17		2
29			4		3
30			6		3
31			34		3
32			9		7
33			6		10
34			6		6
35			27		9
36			21		8
37			13		2
38			10		6
39			14		3
40			33		2
41			11		21
42			14		
43			21		
44		1	24		
45			8		
46		1	10		
47			9		
48			34		
49			7		
50			16		
51			11		
52			4		
53		1	35		
54		1	4		
55		1	5		
56			9		
57			33		
58			3		
59		1	14		
60			3		
61			5		
62		1	4		
63			2		
64			8		3
65		2	44		6
66		2	16		4
67			21		5
68		2	19		13
69			34		13
70		1	12		1
71			9		5
72		2	10		11
73			32		9
74			12		1
75			22		4
76		1	5		7
77		2	37		2
78		3	1		2
79		2	17		10
80		2	8		

号給	級	1	2	3	4
81		1	4	14	
82		1	7		
83			4		
84		1	12		
85			33		
86		2	11		
87		2	14		
88		1	17		
89		1	27		
90		5	19		
91		3	16		
92		1	18		
93		1	27		
94		1	8		
95		1	15		
96			20		
97		1	25		
98			11		
99		1	16		
100		1	8		
101			9		
102			9		
103		2	8		
104			6		
105		1	32		
106			8		
107		1	24		
108		1	17		
109			29		
110		2	14		
111		2	12		
112			20		
113		1	46		
114			16		
115		1	20		
116			12		
117		3	27		
118		3	18		
119		1	23		
120			13		
121		3	8		
122		1	10		
123		1	7		
124			32		
125			10		
126			32		
127			19		
128		3	27		
129		2	15		
130			38		
131		1	25		
132		3	39		
133		1	17		
134		2	32		
135		1	17		
136		1	41		
137			13		
138		1	32		
139		1	19		
140		2	47		
141			43		
142		1	56		
143		2	90		
144			144		
145		2	77		
146			76		
147			81		
148		2	40		
149		2	47		
150			41		
151			16		
152		1	3		
153		15	5		
計		116	2,886	110	86
				合計	3,198

(7) 小学校中学校教育職給料表

(小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13				
14				
15				
16		133		
17				
18		10		
19				
20		144		
21				
22		15		
23		9		13
24		168		31
25		1		65
26		19		39
27		6		37
28		167		25
29		6		42
30		33		14
31		10		11
32		51		23
33		6		21
34		14		13
35		129		5
36		47		8
37		30		17
38		10		8
39		131		6
40		41		8
41		27		63
42		24		
43		123		
44		44		
45		24		
46		18		
47		47		
48		107		
49		21		
50		32		
51		59		
52		101		
53		14		
54		29		
55		47		
56		106		
57		31		
58		34		
59		31		
60		108		

級 号給	1	2	3	4
61		15		
62		34		
63		19		
64		21		
65		102		
66		14		
67		33		
68		26		
69		100		
70		15		
71		37		
72		18		
73		113		
74		8		
75		30		
76		24		
77		6		
78		4	1	
79		6	1	
80		12	21	
81		101	25	
82		12	4	
83		40	23	
84		38	34	
85		87	19	
86		33	11	
87		38	24	
88		37	56	
89		78	9	
90		21	12	
91		34	32	
92		36	49	
93		87	8	
94		24	11	
95		32	44	
96		30	15	
97		16	65	
98		8		
99		16		
100		13		
101		77		
102		32		
103		38		
104		43		
105		75		
106		28		
107		37		
108		36		
109		74		
110		24		
111		36		
112		28		
113		18		
114		13		
115		17		
116		19		
117		58		
118		36		
119		47		
120		41		

級 号給	1	2	3	4
121		51		
122		31		
123		43		
124		38		
125	1	59		
126		30		
127		29		
128		39		
129		37		
130		33		
131		31		
132		20		
133		14		
134		20		
135		23		
136		43		
137		24		
138		53		
139		31		
140		47		
141		22		
142		42		
143		40		
144		38		
145		29		
146		49		
147		34		
148		55		
149		27		
150		44		
151		46		
152		88		
153		98		
154		148		
155		151		
156		254		
157		158		
158		174		
159		164		
160		97		
161		82		
162		68		
163		19		
164		13		
165		25		
計	1	7,064	464	449
			合計	7,978

(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48			1			
49					1	
50						
51					1	
52			1			
53						
54			1			
55						
56			1			
57						
58						
59						
60						

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
61						
62						
63						
64			1			
65						2
66						
67						1
68				3		
69						1
70						
71						1
72				1		
73						1
74						
75						
76			1			
77						
78						
79			1			
80						
81						1
82						
83						
84						1
85						1
86						1
87						2
88						
89						1
90						3
91						
92						1
93						4
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	0	0	7	4	2	21
					合計	34

(9) 事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12	1						
13							
14		6					
15		1					
16	7	3					
17							
18	5	13					
19		1					
20	4	4	9				
21							
22	2	1	1				
23			2				
24	6	3	7				
25		1	1				
26	7	10	14				
27		2					
28	4	6	8				
29	1	1					
30	6	4	5				
31		3					
32	8	3	5				
33	1						1
34	7		6				
35			1				
36	12	1	7				
37	1		1				
38	11		5				
39	1						
40	9		4				
41	1		1				
42	1		5				
43							
44			5				
45							
46			5				
47			1				
48			4				
49			1				
50			5				
51				1		1	
52			4	3		6	
53				2		9	
54			1	1		4	
55			1			3	
56			5	9		5	
57			3	1		3	
58			3	4		3	
59			1	1		1	
60			3	3		6	
61			1		4	3	
62			4	2	1	1	
63			1	2	3	2	
64			2	1	6	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65			2	5	1	1	
66			1	1	3		
67			1		8	3	
68			4	1	6	2	
69				1	4		
70					1	1	
71					4		
72					7	2	
73					4		
74					6		
75				1	13		
76					8		
77				1	8	1	
78			1	1	4		
79					8		
80			2		7		
81					7		
82			1		5		
83					15		
84			1		8		
85					9		
86					5		
87					5		
88					9		
89					10		
90					7		
91					7		
92			1		8		
93					38		
94							
95							
96							
97							
98			1				
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	95	63	147	41	239	59	1
						合計	645

第10表 暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	73	1		15	57						
公安職給料表	47		3	11	33						
研究職給料表	4			4							
医療職給料表(一)	0										
医療職給料表(二)	18					18					
医療職給料表(三)	0										
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	349	9	340								
小学校中学校教育職給料表	473		473								
栄養職給料表	1			1							
事務職給料表	39			39							
給料表計	1,004										
60歳	327										
61歳	247										
62歳	246										
63歳	174										
64歳	10										

(注) 該当人員が0人の場合は、空欄とした(次表において同じ。)

(2) 短時間勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	156		6	33	117						
公安職給料表	0										
研究職給料表	15			15							
医療職給料表(一)	0										
医療職給料表(二)	8				1	7					
医療職給料表(三)	11				1	10					
福祉職給料表	1	1									
高等学校等教育職給料表	5		5								
小学校中学校教育職給料表	37		37								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	233										
60歳	66										
61歳	61										
62歳	58										
63歳	47										
64歳	1										

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 928事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から179事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が5,911人（初任給関係277人、初任給関係以外5,634人）であり、その他の職種が437人（初任給関係15人、初任給関係以外422人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は58,218人であり、このうち、一般行政職相当職種は46,917人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産 業 計		事業所 141	事業所 57	事業所 58	事業所 26
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		8	1	5	2
製 造 業		80	32	35	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		15	9	3	3
卸 売 業 , 小 売 業		11	7	2	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業		1	1	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		26	7	13	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 5 所、調査不能の事業所が 33 所あった。
- 2 調査対象事業所 179 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 5 所を除いた 174 所に占める調査完了事業所 141 所の割合（調査完了率）は、81.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	220,437 円	230,306 円	207,664 円	* 200,150 円
	大 学 卒	203,925	211,012	199,118	194,038
	短 大 卒	182,938	189,651	179,263	173,300
	高 校 卒	171,552	175,967	168,757	168,031
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	231,122	242,381	222,190	* 203,433
	大 学 卒	211,890	220,772	206,075	* 200,860
	短 大 卒	188,948	192,997	186,640	181,800
	高 校 卒	175,188	176,241	174,549	* 172,433
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	225,786	235,963	215,361	* 202,120
	大 学 卒	206,978	214,671	201,839	196,662
	短 大 卒	185,351	191,031	182,208	176,432
	高 校 卒	173,118	176,094	171,225	169,352

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て		(A) - (B)	
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
支 店 長	人 5	歳 59.3	円 736,160	円 9,968	円 726,192	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	9	54.5	729,663	0	729,663	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	139	53.4	594,441	5,634	588,807	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	130	53.3	621,492	2,000	619,492	同上
事 務 部 次 長	19	51.2	544,927	1,832	543,095	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長 - 課長間)
技 術 部 次 長	54	50.7	594,125	10,995	583,130	同上
事 務 課 長	306	49.6	521,535	7,491	514,044	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	336	49.5	555,269	11,759	543,510	同上
事 務 課 長 代 理	54	48.3	514,199	34,730	479,469	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長 - 係長間)
技 術 課 長 代 理	82	47.0	508,018	48,330	459,688	同上
事 務 係 長	445	46.7	443,717	51,829	391,888	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	406	46.5	483,244	84,954	398,290	同上
事 務 主 任	425	43.5	409,372	41,170	368,202	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長 - 係員間)
技 術 主 任	405	44.0	430,748	77,458	353,290	同上
事 務 係 員	1,471	39.9	322,568	37,174	285,394	
技 術 係 員	1,348	39.6	376,062	55,719	320,343	

- (注) 1 「中間職 (部長 - 課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長 - 係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長 - 係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
教育 関 係 職 種	大学学長・副 学長・学部長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	
	大 学 教 授	10	59.3	500,680	0	500,680	
	大 学 准 教 授	11	56.5	437,245	0	437,245	
	大 学 講 師	7	48.2	380,386	0	380,386	
	大 学 助 教	5	39.3	359,980	0	359,980	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	2	57.5	595,098	17,728	577,370	
高等学校教諭	48	44.6	442,194	13,238	428,956		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の所の長（取締役兼任者を 除く。）
	研究部（課）長	—	—	—	—	—	2 室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課） の長
	研究室（係）長	—	—	—	—	—	構成員 3 人以上の室（係）の長
	主任 研究員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を 有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）
	研 究 員	—	—	—	—	—	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	4	54.5	2,089,016	274,479	1,814,537	上記病院長に事故等のあるときの職務代 行者
	医 科 長	2	59.5	2,554,553	486,838	2,067,715	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	19	49.9	1,255,961	87,755	1,168,206	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	3	53.5	512,790	39,194	473,596	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	13	39.6	393,485	13,785	379,700	
	診療放射線技師	19	41.2	350,370	30,013	320,357	
	臨床検査技師	21	38.6	301,730	27,812	273,918	
	栄 養 士	15	35.4	266,176	14,910	251,266	
	理学療法士	37	32.1	293,648	8,435	285,213	
	作業療法士	12	31.3	269,086	4,470	264,616	
	総看護師長	2	51.0	701,866	51,016	650,850	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	39	48.2	423,293	53,900	369,393	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
看 護 師	98	39.2	339,926	60,085	279,841		
准 看 護 師	51	43.2	282,211	47,966	234,245		
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	2	46.5	265,338	5,438	259,900	業務委託契約等に基づき、他の事業所におい て業務に従事している者を除く。
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が 1 人の場合である。

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	—	—	—	—	その1の備考欄参照	
	事務・技術部長	11	61.6	596,645	1,182		595,463
	事務・技術部次長	2	66.8	302,852	0		302,852
	事務・技術課長	7	62.7	451,439	118		451,321
	事務・技術課長代理	—	—	—	—		—
	事務・技術係長	9	62.6	316,701	27,982		288,719
	事務・技術主任	2	63.7	357,505	4,525		352,980
	事務・技術係員	264	62.8	276,615	16,327		260,288

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500人以上の事業所	企業規模 100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7級			支店長、工場長、部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		大 学 卒	56.0%	(62.4%)	
高 校 卒	38.5%	(81.6%)	(18.4%)	(0.0%)	61.5%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		63.0%	1.3%	0.0%	35.6%
課 長 級		54.1%	6.6%	0.0%	39.3%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、その計が 100 とならない場合がある。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施	増額	減額	変化なし		
			増額	減額	変化なし		
係 員	91.0%	91.0%	37.8%	2.7%	50.5%	0.0%	9.0%
課 長 級	75.9%	75.2%	28.4%	2.7%	44.1%	0.8%	24.1%

- (注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 18 表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		77.6%
配偶者に家族手当を支給する		61.6%
家族手当制度がない		22.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	10,419 円
	配 偶 者 と 子 1 人	16,352 円
	配 偶 者 と 子 2 人	21,650 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を 100 とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は 79.4%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第 19 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
39.2%	(40.3%)	(59.7%)	60.8%

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を 100 とした割合である。

その 2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
10.9%	89.1%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を 100 とした割合である。

第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.0%	47.0%	48.4%	51.6%	46.0%	54.0%

第 21 表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)
	上半期 (A ₂)	340,197 円	306,394 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)	766,950 円	640,867 円
	上半期 (B ₂)	751,978 円	630,574 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁)	2.28 月分	2.10 月分
	上半期 (B ₂ /A ₂)	2.21 月分	2.06 月分
年間の平均		4.49 月分	4.16 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

第 22 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
99.2%	76.8%	22.4%	0.8%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 23 表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課長級		69.3%	54.6%	30.7%
非管理職		59.3%	48.9%	40.7%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 24 表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
75.0%	73.9%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

生計費の概要

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の令和5年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と前橋市の令和5年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

(注) 家計調査の前橋市における集計世帯数は56世帯

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月、前橋市)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	32,010	32,300	50,840	69,380	87,930
住居関係費	48,510	51,600	46,860	42,190	37,460
被服・履物費	4,940	3,360	5,440	7,520	9,590
雑費 I	25,700	26,720	51,190	75,660	100,130
雑費 II	12,670	14,810	20,550	26,360	32,160
計	123,830	128,790	174,880	221,110	267,270

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 総実労働時間数 (調査産業計)		③ きまって支給する給与 (調査産業計)				④ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑤ 常用 雇 用 指 数 (調査 産 業 計)
			うち所定内給与		うち 所定外 労働 時間数				うち所定内給与		うち 所定外 労働 時間数		
	全 国				群 馬 県				群馬県				
	(千円)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	前年度比 ・前年 同月比 (%)
令和3年度	298.2	1.7	274.4	1.1	142.5	11.7	270.9	0.3	249.1	1.0	147.8	12.8	1.8
令和4年度	304.5	2.1	279.6	1.9	143.5	12.2	282.1	4.1	258.2	3.7	148.4	14.1	2.5
令和4年4月	307.9	2.5	281.9	2.2	149.0	12.9	285.5	4.7	261.1	4.5	155.2	15.4	1.3
5月	301.2	2.2	277.2	1.9	137.6	11.7	280.4	4.0	258.0	3.8	140.8	13.6	0.1
6月	304.0	2.3	280.0	2.1	149.6	12.1	281.8	3.7	258.1	2.8	155.0	14.2	1.8
7月	303.7	2.0	279.1	1.9	147.0	12.1	283.3	4.3	258.7	3.7	152.2	14.1	2.1
8月	301.9	2.3	277.7	2.2	139.1	11.3	281.7	5.0	256.5	3.5	143.6	13.5	1.9
9月	304.0	2.6	279.7	2.2	144.0	12.2	283.3	4.5	259.8	3.7	150.2	14.2	1.8
10月	305.3	2.3	279.9	1.8	144.5	12.6	286.0	4.9	260.7	3.8	150.4	15.1	2.5
11月	305.7	2.6	280.0	2.2	146.0	12.6	285.3	4.1	260.1	3.5	153.2	14.9	2.0
12月	305.9	2.5	280.1	2.3	144.2	12.6	285.2	4.3	259.4	3.7	150.9	14.9	1.7
令和5年1月	303.9	1.7	279.5	1.7	135.7	11.8	282.2	2.3	258.1	1.3	137.5	13.0	1.7
2月	303.5	1.4	279.1	1.5	139.7	12.0	285.0	2.7	259.7	1.7	149.8	14.0	2.7
3月	306.8	1.0	281.6	1.0	145.8	12.5	288.1	3.1	262.7	2.7	153.7	14.6	3.3
4月	310.9	1.0	285.1	1.2	148.3	12.6	270.3	2.3	249.4	1.9	155.8	14.5	2.3
5月	307.7	2.1	283.5	2.2	140.9	11.7	287.0	2.3	263.7	2.2	145.4	13.2	2.7
6月	309.5	1.8	285.2	1.8	149.7	11.9	292.8	3.9	267.9	3.7	158.3	14.1	3.1
資料出所	厚生労働省 「毎月勤労統計調査」						群馬県総務部 「毎月勤労統計調査地方調査」						

(注) 1 ③及び⑩は平成27年基準、①、⑤、⑦、⑧及び⑨は令和2年基準(⑦、⑧及び⑨の令和2年度は平成27年基準)である。

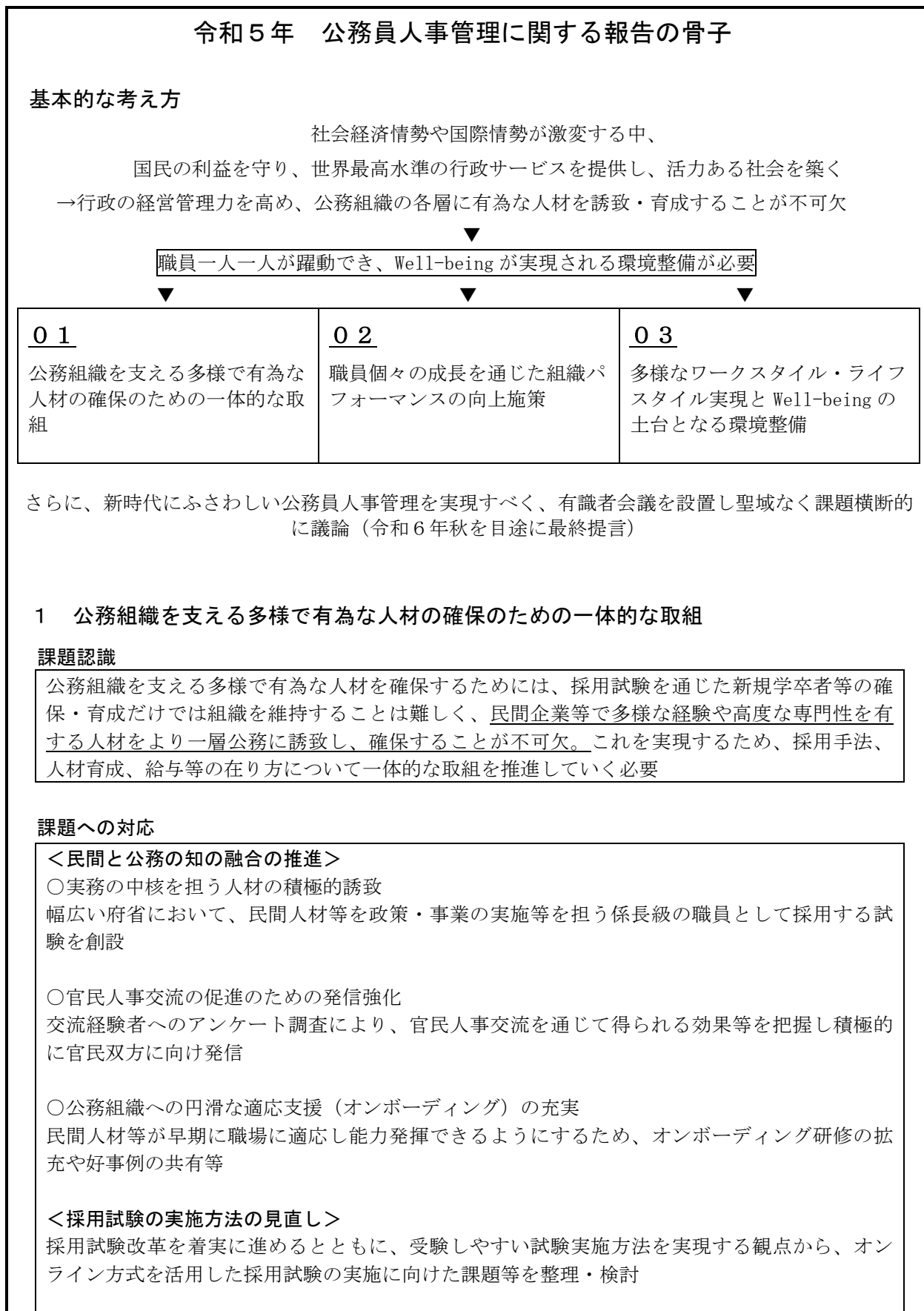
2 ①、②、③、④及び⑤は事業所規模30人以上の数値である。

3 ③、④、⑦及び⑩の令和3年度、4年度の欄は、それぞれ令和3暦年、4暦年の数値である。

⑥ 有効求人率 (季節調整値)		⑦ 消費支出 (名目) 二人以上の世帯 うち勤労者世帯								⑧ 消費者物価 指 (総合)		⑨ 国内 企 業 物 価 指	⑩ 工業 生産 指 数
(倍)	(倍)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)
1.16	1.32	279.0	0.4	286.6	△ 0.9	309.5	1.2	311.3	△ 6.1	0.1	0.0	7.1	3.4
1.31	1.49	290.9	4.2	310.4	8.3	320.6	3.6	355.4	14.2	3.2	3.0	9.4	7.3
1.24	1.42	304.5	1.2	338.6	21.1	344.1	1.6	408.4	35.1	2.5	2.5	9.9	9.4
1.25	1.44	287.7	2.4	340.3	15.9	315.0	△ 0.9	424.7	35.7	2.5	2.2	9.4	26.9
1.27	1.46	276.9	6.4	306.0	0.3	300.5	6.9	358.9	7.1	2.4	2.2	9.6	△ 2.3
1.28	1.48	285.3	6.6	274.8	△ 12.6	317.6	4.9	313.1	△ 18.0	2.6	2.4	9.3	2.6
1.31	1.53	290.0	8.8	246.1	△ 7.2	322.4	9.6	264.1	△ 13.8	3.0	2.4	9.6	24.3
1.32	1.53	281.0	5.9	273.9	8.5	314.0	6.2	287.1	22.1	3.0	2.6	10.3	12.9
1.34	1.54	298.0	5.7	259.9	△ 5.7	328.7	5.1	282.2	0.8	3.7	2.8	9.7	△ 5.0
1.35	1.55	285.9	3.2	276.3	△ 7.4	308.1	1.3	296.5	△ 11.2	3.8	3.3	9.9	6.4
1.36	1.56	328.1	3.4	354.9	0.4	353.8	2.8	378.8	△ 4.6	4.0	4.1	10.6	5.1
1.35	1.47	301.6	4.8	281.6	△ 6.7	331.1	5.3	304.7	△ 13.2	4.3	4.8	9.6	△ 28.0
1.34	1.45	272.2	5.6	258.4	△ 19.5	298.7	4.7	275.8	△ 25.6	3.3	4.0	8.3	1.8
1.32	1.40	312.8	1.8	331.8	△ 23.0	340.0	△ 1.1	390.5	△ 26.2	3.2	3.0	7.4	12.2
1.32	1.40	303.1	△ 0.5	289.3	△ 14.6	334.2	△ 2.9	342.2	△ 16.2	3.5	3.3	6.0	22.4
1.31	1.43	286.4	△ 0.4	268.7	△ 21.1	311.8	△ 1.0	316.6	△ 25.4	3.2	3.1	5.3	△ 16.3
1.30	1.39	275.5	△ 0.5	279.7	△ 8.6	298.4	△ 0.7	345.2	△ 3.8	3.3	3.0	4.3	0.2
厚生労働省 「職業安定 業務統計」		総務省 「家計調査」								日本銀行 「企 業 物 価 指		群馬県 総務部 「群馬県 鉱工業 指 数」	

5 人事院勧告等の概要

(1) 公務員人事管理に関する報告の骨子



<今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組>

○優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

○人材確保を支える処遇の実現 **令和6年給与アップデート**

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- 新卒初任給の引上げ
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ）
- 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- 特定任期付職員のボーナス拡充
- 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

○非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

<職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進>

- ・20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ・職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ・職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ・職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

<個々の力を組織の力へつなげる取組>

○組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

○職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 **令和6年給与アップデート**

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- 地域手当の大きくくり化
- 新幹線通勤に係る手当額見直し
- 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-being の土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

<多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組>

○柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し（※）、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）ための勤務時間法の改正を勧告

○仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

○職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- 扶養手当の見直し
- テレワーク関連手当の新設（本年勧告）
- 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

<職員の Well-being の土台づくりに資する取組>

○超過勤務の縮減 一負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

○職員の健康増進 一公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

○ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

(2) 勤務時間に関する勧告の骨子

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。
(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

(3) 給与勧告の骨子

令和5年給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円(0.96%)を解消するため、
初任給を高卒:約8%(12,000円)、大卒:約6%(11,000円)引き上げる等、
俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて
期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、
在宅勤務等手当を新設(月額:3,000円)

※過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給とともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。
給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

〔約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施〕

〈月例給〉

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%)
〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与404,015円、平均年齢42.4歳〕

〈ボーナス〉

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月〔公務の平均支給月数…4.40月〕

2 給与改定の内容と考え方 〔実施時期：令和5年4月1日（ボーナスは、法律の公布日）〕

〈月例給〉

民間給与との較差（3,869円）を解消するため、俸給表を引上げ改定

〔内訳：俸給 3,431円 はね返し分^(注)438円〕（注）俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表（一）

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験（高卒者） 7.8% [12,000円]
 - ◇一般職試験（大卒程度） 5.9% [11,000円]
 - ◇総合職試験（大卒程度） 5.8% [11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ決定（平均改定率：全体 1.1% [1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%]）
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表（一）10級の平均改定率 [0.3%] と同程度の引上げ改定）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間 4.40月分→4.50月分（+0.10月分）

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に 0.05月分ずつ均等に配分。

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.25月（現行 1.20月）
勤勉手当	1.00月（支給済み）	1.05月（現行 1.00月）
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

〈その他〉

- ・初任給調整手当：医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

〈手当の概要〉

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額3,000円
- ・令和6年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

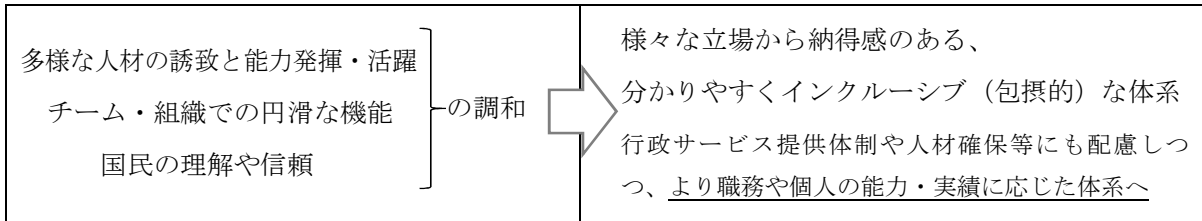
- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表（一））
月額407,884円（+3,869円、+0.96%）、
年間給与6,731,000円（+105,000円、+1.6%）
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表（一））
総合職大卒〔本府省〕249,640円（本府省業務調整手当を含む）、
一般職大卒〔地方機関〕196,200円（地域手当非支給地）、
一般職高卒〔地方機関〕166,600円（地域手当非支給地）

※このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

【方向性】



【令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案（主な取組事項）】

1、人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・新卒初任給の引上げ
 - ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
 - ・特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2、組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
 - ・本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・最優秀者のボーナスの上限引上げ（再掲）
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・地域手当の大きくくり化
 - ・新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3、働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・扶養手当の見直し
- ・テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給（再掲）
- ・新幹線通勤に係る手当額見直し（再掲）

※令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討